

もっと国民みんなの裁判へ。 裁判員制度が始まります。



国民のみなさんが裁判員として刑事裁判に参加し、
裁判官と一緒に有罪・無罪や刑の内容を決める。裁判員制度がいよいよ平成21年にスタートします。
日本の司法制度を、国民のみなさんにとって、より身近で、速くて、頼りがいのあるものにするための改革の一環です。
裁判員には、専門的な法律の知識や、裁判の手續に関する知識は、必要ありません。
これらに関しては、裁判官から分かりやすく説明されることになっていますし、
裁判員と裁判官が十分に話し合いながら評議を進めるので、必要ないのです。
裁判員に必要なのは、あなたがいつもの暮らしで育てている「常識」や「ものの見方」なのです。
裁判員に選ばれたなら、普段どおりの気持ちで、参加してください。そこから、この新しい制度が始まります。

事件発生

[捜査]

● 逮捕・証拠収集 ●

警察官や検察官などが犯人と思われる人(被疑者)を捕まえたり、証拠の収集をします。

● 取調べ ●

警察官や検察官などが被疑者や参考人を取り調べます。

● 起訴・不起訴の決定 ●

検察官が捜査の結果に基づき、被疑者を起訴するかどうかを決めます。

[起訴]

検察官が被疑者について裁判を求める手続です。

[裁判の準備]

充実した裁判を迅速に行うために、裁判官、検察官、弁護人が、
前もって打ち合わせをし、審理計画を立てます。

[裁判員を選ぶ]

裁判員は6人、裁判官は3人です。
ただし、裁判員4人、裁判官1人の場合もあります。



裁判官3人

裁判員6人

裁判員が参加する仕事

[裁判を行う]

検察官の起訴状読上げなどが行われる「冒頭手続」から参加し、
法廷で検察官が提出する証拠を調べたり、証人の話を聞いたりします。
検察官の「論告求刑」や弁護人の「弁論」を聞いたりもします。

[評議・評決] (非公開)

裁判員と裁判官とで話し合い、有罪・無罪や刑の内容を決めます。

[判決]

裁判員同席の上、法廷で裁判長が判決を言い渡します。

Q&A 教えて! 裁判員制度!!

Q1 なぜ導入されるのですか?

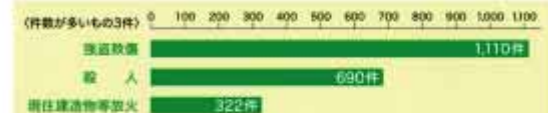
A 国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人の感覚が、裁判の内容に反映されることになります。その結果、裁判が身近になり、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。さらに、国民のみなさんが、自分を取り巻く社会について考えることにつながり、より良い社会への第一歩となることも期待されています。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど世界の国々で広く行われています。

Q2 裁判員が参加するのは、どのような裁判ですか?

A 地方裁判所で行われる第一審の刑事裁判のうち、国民の関心が高い重大な罪の裁判です。裁判員が参加する裁判にあたる罪かどうかは、法律で決められています。

罪名別に見た対象事件数 (平成17年)

総数3,629件



Q3 裁判員はどのようにして選ばれるのですか? 資格はいらないのですか?

A 選挙人名簿をもとに、くじなどで選ばれます。事件の関係者や一定の前科がある人などを除けば、20歳以上の国民は誰でもなることができます。

Q4 裁判員になることを辞退することはできますか?

A 広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。ただし、●70歳以上の方●学生●一定のやむを得ない理由(※)がある方などは辞退できます。
※やむを得ない理由とは、例えば ●重い病気・けが●同居の親族の介護・養育●事業に著しい損害が生じるおそれがあること●父母の葬式等

裁判員となるために仕事を休むことはできますか? また、仕事を休んだことで

Q5 会社から解雇されるようなことはありませんか?

A 裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。